



Title	<書評>Virginie Julliard, "De la presse à Internet : la parité en questions", Lavoisier (Paris), 2012.
Author(s)	村上, 彩佳
Citation	年報人間科学. 2015, 36, p. 43-47
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51222
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〈書評〉

Virginie Julliard,***De la presse à Internet: la parité en questions***

Lavoisier (Paris), 2012.

村上 彩佳

De la presse à Internet: la parité en questions (『報道ジャーナリズムからインターネットへ、論争的の的のパリテ』)は、2012年にV. ジュリアードによって著された。著者は現在、フランスのコンピエーニュ工業大学の講師をつとめており、社会問題のメディア化過程や政治論争の構築過程の分析を専門に行っている。

本書は「フランスの政界において女性の数が少なすぎる」ということが、1990年代以降、マスメディアでどのように取り扱われていったのかを詳細に検討したものである。著者はパリテをめぐる1993～2004年にかけて行われた論争を、Le Mondeなどの全国版新聞のディスコース分析などから明らかにしている。さまざまな見地からパリテを分析しようという著者の試みは、情報科学やコミュニケーション論、そして女性学の分野から高い評価を受けている。

まずは、本書のタイトルにもなっている *parité* (パリテ) が何を意味するものなのかについて紹介しておく。パリテという言葉は、後期ラテン語の「等しい」「類似した」を意味する *paritas* (*paritas*) を語源に持ち、2つのものの間の類似性を示す。このパリテがフランスにおいて「議会をはじめとする政治的意思決定の場への男女の平等参加」の意味で用いられるようになったのは1990年代初頭のことであった。なお、フランスで制定された「選挙による議員職及び選挙によって任命される公職への男女の均等なアクセスを促進する2000年6月6日法律」はパリテ法と呼ばれている (石田 2014)。

このパリテ法は、一見、積極的差別是正措置の一種であるクォータ制 (政党に一定数の女性議員の登録を義務づけたり、一定の議席数を女性に割り当てたりすることで、女性議員数・割合を増加させる制度) と同じだと思われるかもしれない。しかし、一般的なクォータ制が20～30%という割り当て枠を女性に課すことで男女間の不平等の改善を目指すいっぽうで、パリテは、男女が同数、つまり50%：50%の状態になり、男女間の平等が達成されることを目指す。よって、男女間の平等をドラスティックに実現しようとしたパリテは、フランスで大論争を巻き起こすことになった。

本書の内容を紹介する前に、そもそも、なぜフランスで、パリテのような女性の政治参加についての特別な法律が定められたのかを確認しておきたい。糠塚 (2005) によれば、その理由は外在的なものと内在的なものに大きく二分できる。外在的な理由としては、ヨーロッパにおけるフランスの「遅れ」があった。パリテ制定直前のフランスは、EU加盟国のなかでも女性の政治参加が極めて遅れており、フランスの女性議員率はギリシアに次いで下から二位であった。人権の母国を自負するフランスとしては、この結果は

かなりスキャンダラスなものであったため、早急な改革が求められるようになっていた。また、EU加盟国の間でも男女平等推進の雰囲気があり、これは遅れたフランスに対するプレッシャーになったとも考えられる。

内在的な理由としては、主要なものがさらに二つあげられるだろう。第一に、フランス女性の政治的権利の弱さがあった。これには強硬な家父長制を課すナポレオン民法典が強く影響していたと考えられる。たとえば、この法典によって規定されていた「妻の無能力と夫への服従義務」が完全に廃止されたのは1942年であった。さらに、フランスが男性の普通選挙権を確立したのは1848年であり、世界の中でも先進的であったにもかかわらず、女性の普通選挙権を確立したのは1944年と男性より約100年も遅れ、かなり後進的であった。

第二に、フランスには「単一不可分の国民」という概念を非常に重要視する政治的・文化的な伝統があり、国民の「普遍性」を重要視することがあげられる。フランスでは「普遍的」であることが国民の条件であるとされ、国民をカテゴリーに分断して考えることを否定する。ゆえに、国民を男性・女性といったカテゴリーに分断して、いっぽうのカテゴリーにのみ積極的差別是正措置をおく、といった考え方も否定されなければならないことになる。実際、パリテが制定される以前の1980年代にはクォータに関する法律の制定が頓挫していた。

以上のような複雑な背景をパリテは持っており、パリテをめぐる問題は政治学や法学の枠組みを越えると考えられる。著者がパリテという政治や法に関わる主題をあえてメディア論やコミュニケーション論、そしてフランス・フェミニズムの観点から分析を試みたのも、パリテをめぐる問題の広域性を理解していたからであろう。

次に、同書の構成と概要を紹介する。同書の本編は六章で構成されており、冒頭には序章が、最後には結論がつけられている。

第一章「メディアによる問題構築——政治における性別間不平等の継続」は、1993～1997年のあいだに、政界において女性の代表者が少なすぎるという事実がマスメディアによって問題提起されていった過程をたどる。この問題提起の過程は四段階に分けられ、第一段階ではフェミニストなどの専門家集団たちがパリテの必要性を訴え、第二段階ではパリテを制定するために憲法を改正する必要があるのかどうかについて議論を交わし、第三段階では制定すべきは男女間の厳密な数の平等を定めるパリテなのか、それとも女性に対する積極的差別是正措置としてのクォータなのかについて議論を交わした。第四段階では、政界の重要人物のパリテ支持表明をうけて、パリテ制定に向けて具体的に政府が動きはじめた。

第二章「ジョスパン政府によるパリテについての議論の政治的再編成」は、パリテ制定のための憲法改正法案が議会に提出された期間中（1998年の7～10月）の、政府メンバーによる論争の枠組みを示す。政府メンバーは新聞論壇などを通じて、パリテ支持・不支持についての自身の議論を発展させていった。

第三章「ジャーナリズムにおける憲法改正についての戦略上の賭け金」は、1998年の10月から1999年の6月までのあいだにマスメディア上で交わされた、さまざまな法的・政治的な観点に基づくパリテや憲法改正についての論争を整理する。この論争については三つの特徴があげられる。第一に、法的・政治的

観点に基づいた論争が、議会という枠組みを越え、マスメディア上で進展したこと。第二に、そういった論争はメディアによって仲介されたことによって激しさを増したこと。第三に、政府メンバーに限らず、さまざまなアリーナ出身の、多くのアクター（知識人・フェミニスト活動家・法律家・言語学者）が新聞論壇などを通じ、この論争に介入したことである。

第四章「専門的なアリーナからメディアのアリーナへ——フェミニストたちの議論の変化」では、フェミニストのパリテについての議論がマスメディアによって伝達されていった過程を解明する。この段階はパリテをめぐる論争の核ともいえるもので、パリテのための憲法改正を好意的にみる「差異主義フェミニスト」と、パリテのための憲法改正に反対する「普遍主義フェミニスト」の両陣営で激しい議論が闘わされていた。新聞によってパリテをめぐる主張は異なっており、同じ日付のものでも、それぞれがさまざまなイデオロギーを示していたことが特徴である。著者は各派閥の主張をメディアから引用することで、当時の論争対立の荒々しさを表現している。このフェミニストの対立は、パリテをめぐる論争を理解するうえで重要なポイントになると考えられるため、のちに再び言及したいと思う。

第五章「メディアのアリーナ——政治的な行動と概念の固定化を承認する空間」は、＜政治的な行動の承認＞と、＜公的な空間に広がっていった概念の固定化＞について、マスメディアの担った役割を検討する。＜政治的な行動の承認＞とは、パリテ制定という政府の行動が社会的に受容されることを指す。世論でのパリテ賛成気運の高まりの背景にはマスメディア報道の影響があったということ、著者は各種メディアの記述を引用しながら、ここでも詳細に立証している。

＜公的な空間に広がっていった概念の固定化＞とは、パリテ支持気運の高まりに伴って注目されるようになった「女性の長所」および「パリテ」という2つの言葉の示す概念が、固定化したことを指す。著者はまず新聞や週刊誌を分析し、「女性の長所」という概念が、女性政治家の選挙キャンペーンに対して指針を与えるものになったことを明らかにする。そして本章の最後で著者は、「パリテ」という数学的な概念に基づいた平等意識がフランス社会に根付いたことによって、男女の「数の平等」の重要性について配慮や検討がなされるようになったことを指摘する。

第六章「デジタル時代におけるジェンダーの政治的利用：2007年大統領選挙」は、デジタル通信時代におけるジェンダーの政治的利用について検討する。パリテ制定以前、女性政治家は、男性と遜色ない政治的能力を示すためにタフさや野心をアピールすれば、男まさりであると批判され、男性と同一化することを避けようとするれば、性的魅力について過剰に言及されたり、お飾りであると揶揄されたりするというジレンマを抱えていた。しかし、パリテ論争を経て、女性政治家についての新しいステレオタイプが共構築(co-construire)された。女性は「女性の長所」を有しており、有権者にとって地理的・社会的により身近な存在であるとして描かれ、価値付けられるようになった。本章は、新聞や週刊誌に加えて女性政治家自身のウェブサイトを検討対象とすることで、パリテ制定以降の2000年代におけるジェンダーと政治の関係の変化を的確に捉えている。

以上が本書の概要である。本書の最大の特徴は、パリテをめぐる論争を、メディア論やコミュニケーション論という視点から観察・分析している点である。評者の観点から特に重要であると思われるのは、第

四章において、パリテについてのフェミニストの論争が、マスメディアによってどのように伝えられていったのかを明らかにした点である。この点について、本書の記述をもとに、さらに詳しく確認しておきたい。

このフェミニストの論争を理解するうえで鍵となるのが、フランスのフェミニズムを二分する、差異主義と普遍主義という概念である。分断線となっているのは「人間の二元性をいかに認識すべきなのか」という問題である。差異主義フェミニストは「人間は男女からなる二元的な存在であり、男女間の平等について考慮する際には性差（＝差異）についても考慮しなければならない、ゆえにパリテには賛成である」と主張する。これに対して普遍主義フェミニストは「男女問わず人間に共通してある性質（＝普遍性）こそが重要なのだ、ゆえにパリテには反対である」と主張する。差異主義者が普遍主義者を「女性に男性への同化を強いており、女性固有の経験や繊細さを否定している」、と糾弾するいっぽうで、普遍主義者は差異主義者を「個人に対し、女性というグループの所属を割り当て、女性という固有性に組み込まれることを余儀なくさせる」と厳しく批判する（Julliard 2012: 122-123）。

普遍主義者の主張を支えていたのは、シモーヌ・ド・ボーヴォワール以来、女性が勝ち取ってきた権利であった。『第二の性』によって、母性が女性の第一定義ではないと主張され、女性が性的ステレオタイプから脱出するための理論・知見がようやく提示された。差異主義者のように男女間の性差の重要性を主張することは、ボーヴォワール以前への回帰でしかなく、これまでのフェミニズムの成果を台無しにするものである、と普遍主義フェミニストは主張したのである。

しかしながら、性別や人種を超越する「普遍性」という概念は、容易には想像しがたいものでもある。これに対して、母親としての経験、女性ならではの繊細さ・誠実さ・身近さといった女性の道徳面の優位さに基づいて展開されていく差異主義フェミニストの主張のほうが、わかりやすく「実感」の伴いやすいものであったと推測される。実際、パリテ反対派の普遍主義フェミニストは、パリテ支持者によって以下のような批判にさらされることになる。「政界における女性の困難を理解していない『無知』であるとか、「反パリテ主義者は特権階級人なのでパリテに関心がないのだ」といったものや、あるいは「反パリテ主義者は、自らの華々しい成功をパリテによって損なわれたくないと考えているのだ」というような批判である（Julliard 2012: 146-147）。反パリテ主義者は、頑迷な古くさい男、男性優位主義者、あるいはクインビー症候群（男性優位の環境で成功した女性が、他の女性が自分と同様に成功することを嫌い、妨害しようとする）の女として描かれた。こういった反パリテ主義者を倫理的に陥れるロジックが、反パリテ派にかなり不利にはたらいたことは推測に難くない。

最終的に差異主義フェミニズムという、世論に受け入れられやすい主張が多数派を占め、パリテは制定された。パリテ反対派であり、結果的に論争に敗れることとなったバダンテールの言葉を借りるならば、「世論に受け入れられやすい『良識』というものが重んじられ」（Badinter 2003=2006: 35）たということになる。

たしかに、パリテの根拠となった差異主義フェミニズムには、性的ステレオタイプへの回帰という落とし穴も存在する。しかしながら、女性の権利省で庁間連絡担当官をつとめたジュヌヴィエーヴ・フレスのように、パリテは「実践としては正しくて、理論上は間違っている」（Julliard 2012: 161）とはっきりと述べ、この落とし穴を自覚したうえで、女性の政治的地位改善のための道具としてパリテを利用しようとするフ

フェミニストも存在した。理論的には賛同できないけれども、理論の整合性以上に、フランスの「遅れ」の是正が喫緊の課題だ、と考えていたわけである。

本書は、マスメディアを介してフェミニストの主義・主張が伝達されたことで、「パリテ」の重要性^{男女平等}についての社会的コンセンサスが形成されるようになったということ、そしてそのコンセンサスの形成がパリテ法制定の大きな推進力になったことを示した。さまざまな障害を乗り越え、最終的にパリテに到達したフランスの事例研究である本書は、他国でのクォータ制定について考える際にも活用できるものだろう。

参考文献

- Badinter, E., 2003, *Fausse route*, O. Jacob. (= 2006, 夏目幸子訳『迷走フェミニズム：これでいいのか女と男』新曜社.)
石田久仁子, 2014 「フランス共和国とパリテ」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クォータ：世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店, 93-116.
糠塚康江, 2005 『パリテの論理：男女共同参画の技法』信山社.

